

消費者

保険契約時には、よく説明を聞いて 保険業法の改正

保険商品は近年、来店型保険ショップや銀行の窓口、インターネットなど販売ルートが多様化し、商品の内容も前より複雑になっています。また、販売側(保険募集人)の判断や価値観により、勧められる商品が異なる場合があります。

「加入時の話と違う」「こんな内容なら入らなかった」「説明を理解できなかった」「販売側に手数料が多く入る商品を勧めたのではないか」といった声がなかなか減らないことを受けて、「保険業法」が改正され、平成28年5月29日に施行されました。

1 保険募集の基本的ルールの創設

①顧客の意向の把握義務

保険募集人は最終的な意向確認だけでなく、申し込みの最初の段階から消費者の加入目的をよく確認して、希望に沿った商品を紹介することとなりました。

②顧客への情報提供義務

消費者に対し、保険商品の内容を理解するために必要な情報や、注意喚起すべき情報などを書面により説明し、交付することが義務付けられました。

2 保険募集人に対する規制の整備

複数の保険会社の商品を扱う乗合

代理店(銀行や保険ショップ)に対して、なぜこの保険を勧められたのかわからないという声があることから、消費者に勧める商品の概要と提案理由を説明することが義務付けられました。



保険商品は、保障や資産形成など、目的に応じてさまざまなものがあることが販売されています。また保険金の支払い条件なども複雑で、保険会社により異なっています。消費者にとって選択が難しい商品ですが、支払いが長期に及ぶことから、「住宅や車の次に大きい買い物」とも言われています。自分がどんな保険に加入したいのか、販売側の担当者任せにせず自身で情報収集することが大切です。

■ご相談は消費者センター(メルカつきまち4階、相談専用☎829・1234)へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業(祝日の場合、直後の平日)。土・日・祝日も相談できます。